

離島におけるごみ処理に要する費用等につき更なる財政支援を求める
意見書

離島振興法では、我が国にとって離島は、国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っているとされている。その役割が十分に発揮されるよう、厳しい自然的社会的条件を改善し、離島の振興のため必要な施策を総合的かつ積極的に策定し、実施することは、国の責務である。

しかし、現状においては、生活する上で必要不可欠なごみ処理について、離島ゆえの地理的要因により、様々な問題を抱えている。具体的には、島内に処理施設のない離島においては、家庭ごみ、汲み取りし尿及び浄化槽汚泥を運搬船でごみ収集車やバキューム車を離島へ運び収集し、島外の処理施設に搬出して処理するなどしており、高額な海上輸送費用は自治体の大きな負担となっている。

また、離島に暮らす島民にとって、運搬船は、ごみ処理に関するだけでなく、自家用車や建築資材等の輸送、生活基盤に関わる公共工事、消防活動、給水対策など、用途は多岐に渡り、必要不可欠である。運搬船の老朽化、船員の不足及び高齢化等を理由に運搬業者が廃業する事例もあり、やむを得ず他自治体の事業者を誘致すると車両や資材等の輸送費用が高額となり、島民の生活や産業に深刻な影響を及ぼすこととなる。

そこで政府におかれては、離島におけるごみ処理に要する費用等に関し、次の事項について早急に取り組むことを強く求める。

- 1 家庭ごみ、汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の処理については、海上輸送し島外へ搬出する必要があるため高額である。地方交付税の算定においては、地域振興費の遠隔地補正の中で、属島人口に応じた補正が適用されているものの、実態を見ると自治体の持ち出し分が多額に及んでいる。

よって、離島を有する自治体におけるごみ処理等の実態を的確に把握する等、実情に即した額へ引き上げること。

- 2 ごみ収集車を運搬船により海上輸送し島外に搬出しなければならないなど海上輸送費用が財政的な負担となっている自治体に対し、地域の生活基盤を支えるた

めの社会インフラである廃棄物処理施設等の整備支援を行う循環型社会形成推進交付金事業の拡充や新しい制度創設により島外搬出費用を軽減するよう措置を講じること。併せて離島の環境保全の観点から、特別な財政的支援措置を講じること。

3 離島の家庭し尿収集では、ポンプ設備、ホース類、一時貯留施設、島内に配置したバキューム車用車庫などの収集に関連する設備及び施設整備又は更新が必要である。これらの施設整備や更新についても循環型社会形成推進交付金事業を活用できるよう制度の拡充を図ること。

4 貨物を輸送する運搬船は、内航海運業法において、航路の休止・廃止に係る事前届出の規定がなく、突然の休廃止となった場合は、島民の生活に多大な影響を及ぼすことになる。こういった諸課題を解決するための方法として、公営による貨物輸送があるが、運搬船の建造費は高額であり、船舶の維持費や運航に係る経費が自治体にとって非常に大きな財政負担となることから、離島貨物輸送整備等に伴う費用について、特別な財政的支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月22日

佐賀県唐津市議会

総務大臣 高市早苗様

国土交通大臣 赤羽一嘉様

環境大臣 小泉進次郎様

内閣府特命担当大臣 衛藤晟一様

(海洋政策)